

勝楽寺納骨壇使用規則

(目的)

第一条 本規定は、宗教法人勝楽寺が運営する納骨壇（以下、「納骨壇」という。）使用及び管理に関し必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。

(納骨壇の使用)

第二条 使用者は、契約書に記載された納骨壇の区画を、契約成立後、第八条又は第九条の規定により契約が解除されない限り使用する権利を有する。

- 2 使用者は、納骨壇における祭祀方法について当寺院の宗旨に従わなければならない。
- 3 使用者は、当寺院に届け出て、使用者の親族および縁故者の焼骨を個人壇は2霊まで、代々壇は5霊まで納骨することができる。
- 4 使用者は、納骨に際し各市町村の発行する埋葬許可証を添えて、当寺院に届け出なければならない。
- 5 使用者は、焼骨の納骨、供養以外の目的のために納骨壇を使用してはならない。
- 6 使用者は、当寺院の承諾を得ずに納骨壇を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該納骨場所を使用させてはならない。

(使用期間)

第三条 個人壇は、使用者のいる限りにおいては最初の納骨後20年間使用できる。

- 2 代々壇は、使用者のいる限りにおいては最初の納骨後30年間使用できる。
- 3 納骨壇は、規定年数経過後も規定の継続費用を支払い使用期間を延長することができる。
- 4 使用者が死亡または放棄した場合は、その時点から1年後に当寺院が遺骨を舍利堂に移し永代供養するものとする。

(使用料)

第四条 使用者は、納骨壇委託契約時に委託料個人壇80万円、代々壇180万円を支払わなければならない。その支払方法は、当寺院が別に定める規定によるものとする。

- 2 第三条に定める使用期間を延長する場合は、個人壇年間2万円、代々壇年間3万円を支払わなければならない。その支払方法は、当寺院が別に定める規定によるものとする。

(納骨壇の管理責任)

第五条 納骨壇の清掃、整備、遺骨その他の管理については、当寺院がその責任を負う。

- 2 当寺院内の第三者による事故、または盗難等については当寺院に責任は無いものとする。
- 3 使用者は、その責に帰すべき事由により納骨壇の付帯設備等を損傷したときは、自己の責任と負担で同等のものを復元しなければならない。

(使用者の地位の承継)

第六条 使用者の死亡により、使用者の祭祀承継者がその地位を承継して納骨壇の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は、速やかに別記様式による納骨壇使用地位承継届出書に住民票の写しを添えて当寺院に届け出を行うものとする。

- 2 使用者の祭祀承継者が納骨壇の使用を承継しない場合には、書面をもって当寺院にその旨を届け出るものとする。

(使用者による契約の解除)

第七条 使用者は、書面をもっていつでも契約を解除することができる。

- 2 使用者の死亡によりその地位を承継した者は、使用者に準ずる。
- 3 契約が解除された場合において、焼骨が納骨されておらず、かつ委託料が支払われているときは、当寺院は、支払われた委託料の全額を返還するものとする。
- 4 契約が解除された場合において、焼骨が納骨されており、使用料が支払われていて、かつ使用

年数が残っている場合は、当寺院は、個人壇2万円×残り年数 代々壇3万円×残り年数を返還するものとする。

(当寺院による契約の解除)

第八条 当寺院は、使用者が委託料及び継続費用を支払わなかつたときは、書面をもって、契約を解除することができる。

2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一つ以上に該当する場合には、当寺院は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときには、書面をもって契約を解除することができる。

一 使用者が死亡した日から1カ年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき

二 使用者の所在が不明で連絡が取れなくなって3カ年を経過した場合には、当寺院は、納骨された焼骨を舍利堂に移すことができる。

三 第二条第五項に規定する使用の目的に違反して納骨壇を使用した場合

四 第二条第六項の規定に違反して納骨壇を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該納骨壇を使用させた場合

五 使用者が、当寺院の包括法人である宗門以外の宗旨に改宗した場合

六 その他、本規則に反した行為及び当寺院や他の使用者に迷惑を及ぼす行為があった場合

(契約の終了及びこれに伴う措置)

第九条 契約は、第七条及び第八条の規定により契約が解除された場合終了する。

2 契約が終了したときは、使用者であつた者又はその祭祀承継者（以下、「元使用者等」という。）は、速やかに納骨壇内に納骨された焼骨を引き取るものとする。

3 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約終了後1年を経過した場合には、当寺院は、納骨された焼骨を舍利堂に移すことができる。

4 契約の終了した納骨壇について、当寺院は納骨壇のユニットを交換し新たな第三者と使用契約を結ぶことができる。この場合元使用者等は、当寺院に対し異議を申立てることはできない。

(不可抗力による免責)

第十条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、法令・規則の改定、政府行為、その他の不可抗力により、当寺院が本契約の全部または一部を履行できない場合、当寺院はその責務を負わない。

2 前項の事由が生じた場合、当寺院は使用者に対し、その旨を通知する。この通知発送後、6か月を経過しても、前項の不可抗力事由が解消されず、本契約の目的を達成することができない場合、当寺院は本契約の全部または一部を解除することができる。

(規則の改定)

第十一条 関連法律・条令等の改正があつた場合、本規則を改定する事がある。

2 本規則の改定には当寺院役員会の議決を要する。

附則 第十条は平成25年3月15日に当寺役員会にてその追加が議決され、平成25年4月1日より適用される。